

小規模企業等振興資金融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。

(制度運用の指針)

第 2 愛知県（以下「県」という。）とこの制度に協調する市町村（以下「協調市町村」という。）は、相互に協調し、この制度を効率的に運用するものとする。

(資金措置)

第 3 県は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により取扱金融機関に預託する。

2 前項の預託は、期間 1 年以内、利率は年 0.5 パーセント以内とする。

3 取扱金融機関に対する県資金の預託額は、県が市町村における諸指数を勘案のうえ定めるものとする。

(協 調)

第 4 協調市町村は、県資金の預託額に対し相当の資金（以下「協調資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。この場合において、預託の期間及び利率は県資金に準ずるものとする。

2 協調市町村は、前項により協調資金を取扱金融機関に直接預託したときは、預託に係る契約書又は覚書の写しを添えて速やかに県へ報告するものとする。

(取扱金融機関)

第 5 取扱金融機関は、あらかじめ県が協調市町村との協議により定めるものとする。

(融資枠)

第 6 取扱金融機関は、預託された県資金及び協調資金に対し累計 2.0 倍（ただし、預託期間が 6 か月以内の資金に対しては 1.0 倍）で算出された額の合計額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

(信用保証)

第 7 この制度に係る融資は、すべて愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付とする。

(融資の種類)

第 8 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) 通常資金
- (2) 小口資金
- (3) 災害復旧資金

(暴力団等の排除)

第 9 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(通常資金)

第 10 通常資金の融資対象は、次の各号に該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活

動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「保険法施行令」という。）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 常時使用する従業員の数が 50 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、30 人）以下であること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 通常資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 金額 5,000 万円以内
- (3) 期間及び利率

| | | |
|------|---|--------------------|
| 設備資金 | { | 3 年以内 年 1.3 パーセント |
| | | 5 年以内 年 1.4 パーセント |
| | | 7 年以内 年 1.5 パーセント |
| | | 10 年以内 年 1.6 パーセント |
| 運転資金 | { | 3 年以内 年 1.3 パーセント |
| | | 5 年以内 年 1.4 パーセント |
| | | 7 年以内 年 1.5 パーセント |
- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 据置 1 年以内の分割返済
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証料 協会所定

(小口資金)

第 1 1 小口資金の融資対象は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに規定する小規模企業者であって、次の各号に該当するものとする。

なお、本資金は、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象資金とする。

- (1) 保険法施行令第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 協会の信用保証対象資格があること。

2 小口資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 金額 2,000 万円以内（申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は、融資極度額）が 2,000 万円以内であること。）
- (3) 期間及び利率

| | | |
|------|---|-------------------|
| 設備資金 | { | 3 年以内 年 1.1 パーセント |
| | | 5 年以内 年 1.2 パーセント |
| | | 7 年以内 年 1.3 パーセント |

| | | | |
|------|---|------|-------------|
| 運転資金 | } | 3年以内 | 年 1.1 パーセント |
| | | 5年以内 | 年 1.2 パーセント |
| | | 7年以内 | 年 1.3 パーセント |

- (4) 貸付方法 証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引とする。ただし、根保証等極度設定のある貸付形式を除く。
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済又は一時返済
- (6) 担保 原則として要しない。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証料 協会所定

(災害復旧資金)

第12 災害復旧資金の融資対象は、次の各号に該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「救助令」という。）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用された市町村の区域（これらに準ずるものと知事が認める市町村の区域を含む。地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被災したこと。

イ 救助令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し7以上の市町村の区域（自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区の区域とする。）に救助法が適用された当該災害により被災したこと。

- (2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 災害復旧資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 災害復旧に必要な事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 金額 5,000万円以内
- (3) 期間及び利率

| | | | |
|------|------|---|-------------|
| 設備資金 | 7年以内 | } | 年 1.2 パーセント |
| 運転資金 | 5年以内 | | |

- (4) 貸付方法 証書貸付
- (5) 返済方法 据置1年以内の分割返済
- (6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (8) 信用保証料 協会所定

(残高方式)

第13 第10第2項第2号に規定する通常資金の金額及び第12第2項第2号に規定する災害復旧資金の金額は、それぞれ融資残高（通常資金の残高については、商工業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱（平成19年10月1日改正）による改正前の要綱第10（特別小口資金）及び同要綱（平成24年4月1日改正）による改正前の要綱第10（商工業振興資金（通常資金））の融資残高を含む。）の上限をいうものとし、過年度に融資した残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

(申込受付期間)

第14 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

(1) 通常資金及び小口資金

申込みは、常時受け付ける。

(2) 災害復旧資金

災害発生の日から3か月。ただし、特別の事情があるときは6か月を超えない範囲内で別に定める日までとする。

2 融資枠に達したときは、前項の規定にかかわらず期間内であっても締め切ることができるものとする。

(申込受付機関)

第15 申込みの受付機関は、通常資金及び災害復旧資金については取扱金融機関の県内各店舗とし、小口資金については取扱金融機関の県内各店舗又は協調市町村の商工担当課とする。

(申込書類)

第16 申込みには、次の書類を要する。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 信用保証委託申込書（協会所定） | 1通 |
| (2) 納税証明書類 | 各1通 |
| (3) 設備の計画を説明する書類（設備資金の場合） | 1通 |
| (4) 市区町村の発行する罹災証明書、被災証明書等（災害復旧資金の場合） | 1通 |

(審査決定等)

第17 申込みを受け付けた取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては速やかに関係書類を当該事業所の所在する市町村を經由して協会へ送付するものとする（名古屋市内の中小企業者からの申込みに関しては、名古屋市を經由せず、直接協会へ送付する）。

2 小口資金に係る申込みを受け付けた協調市町村は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

3 取扱金融機関から関係書類の送付を受けた協調市町村は、必要に応じ調査等を行った後、送付状を付し、速やかに協会へ送付するものとする。

4 協会は、第1項及び第2項の送付を受けたときは、速やかに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に協調市町村及び推薦機関に通知するものとする。

5 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。

(推薦機関)

第18 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

(取扱注意)

第19 この制度の略称を通常資金については「振」、小口資金については「振小」、災害復旧資金については「振災」とし、関係機関はこの制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

(遵守事項)

第20 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 県は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第21 県は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、協調市町村、協会及び取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第22 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。
- 2 名古屋市が協調する場合にあっては、第7以下の「協会」を「名古屋市信用保証協会」と読み替えるものとする。
- 3 名古屋市の区域内に係る小規模企業資金の融資申込みについては、第14の規定に定めるもののほか協会においても受付を行うものとする。この場合において、協会は、第16第1項の規定にかかわらず直接に実態調査を行うものとする。
- 4 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定に該当する中小企業者として市町村長の認定を受けた者に係る第9及び第10の規定の適用については、事業上の運転資金であって、原則として指定期間中に融資実行するものに限り、据置期間は1年とすることができる。

附 則

この要綱は、昭和61年3月10日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月26日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年8月20日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月6日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年8月17日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年2月15日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月22日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月19日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年8月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。ただし、7月18日以前に融資申込みしたものについては、7月18日時点の利率を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年9月16日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月18日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。ただし、預託された県資金及び協調資金の倍率に関する規定については、平成5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月6日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月18日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月12日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年3月20日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月24日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成7年7月17日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 11 月 5 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 6 月 6 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 25 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 31 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 10 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 20 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 13 日から実施する。
- 2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から実施し、同日以降に協会が保証申込を受付けたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。